

山梨県小瀬スポーツ公園水泳場入場者心得

- 1 入場券は半日単位、1回限り有効です。
- 2 入場券の払い戻しはいたしません。
- 3 貴重品のお預かりはいたしません。(盗難が多発していますので、ロッカーをご利用ください。)
- 4 危険防止のため、水中メガネ(スイミングゴーグルを除く)、シュノーケル等を場内に持ち込まないでください。
- 5 場内では係員の指示に従ってください。
- 6 天候などの理由により営業を中止または一時中断する場合があります。
- 7 次の人は入場できません。
 - (1) オムツの取れていない幼児(ただし、水泳用オムツ着用の場合は利用可能とする。)
 - (2) 未就学児で、保護者が一緒に水に入らない場合
 - (3) 発熱、風邪症状、その他伝染病にかかっている人や下痢など遊泳に適さない疾病症状がある人
 - (4) 酒気を帯びている人
- 8 次の行為をした人は退場を求めます。
 - (1) 風紀を害し、他人に迷惑をかける行為
 - (2) 係員が支障ありと認めた行為
- 9 利用の制限
 - (1) 入場者の監視能力、感染予防対策により入場者数に制限を設けます。超えた場合は、利用受付を中止します。(午前・午後それぞれ240人)
 - (2) 幼児プールの利用については、未就学児は保護者又は付添者が水着を着用し、一緒にプールに入る場合に限り入ります。
 - (3) 25mプールを利用できるのは、小学生以上の者とします。ただし、未就学児は保護者又は付添者が水着を着用し、一緒にプールに入る場合に限り利用できます。
 - (4) 小中学生で競泳50mプールを利用できるのは、小学校4年生以上で50m以上泳げることを証明する公益財団法人山梨県スポーツ協会発行の許可書が必要です。許可書は入場の際、係員に提示してください。

10 許可書の発行

(1) 一般開放前は、近隣の各小中学校長の証明を受けて、「許可書」を発行します。

(2) 一般開放期間中は、当協会で50mの泳力検査を実施し、「許可書」を発行します。

11 保護者又は付添者の方は、お子さまのそばにいて目を離さないでください。

12 入場券及びロッカー代は次のとおりです。

中学生以下60円、高校生140円、一般・大学生280円、ロッカー50円※65歳以上の方、障がい者の方（付き添い1名まで）は無料になります。（免許証等の証明書の提示）※土曜日は高校生以下無料になります。（学生証等の証明書を提示）